

信州大学

目 次

I	認証評価結果	2-(9)-3
II	基準ごとの評価	2-(9)-4
	基準1 大学の目的	2-(9)-4
	基準2 教育研究組織	2-(9)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(9)-9
	基準4 学生の受入	2-(9)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(9)-17
	基準6 学習成果	2-(9)-29
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(9)-31
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(9)-37
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(9)-40
	基準10 教育情報等の公表	2-(9)-45
<参 考>		2-(9)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-50
iii	自己評価書等	2-(9)-51

I 認証評価結果

信州大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 信州の豊かな自然を活かしたフィールドワークの教育研究を実施する施設等が整備されている。
- 教員業績評価・給与査定制度に基づき、教員の業績評価が行われ、その結果を処遇に反映している。
- 学位授与の方針に「環境マインド」を養成することを掲げ、共通教育科目においては教養科目に環境科学群を設け全学生が最低2単位受講している。また、工学部では、平成23年度にISO14001の10年間継続的改善の努力に対して日本環境認証機構から「10年継続賞」が贈られている。
- 平成20年度に文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「大学間地域ネットワーク構築による高等教育の質保証と人材育成の実質化」における県内8大学からなる高等教育コンソーシアム信州による遠隔講義システムを利用した単位互換が行なわれている。
- 文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業—長期インターンシップ・プログラムの開発—」に平成17年度に採択された「創業マインド」の継承による高度人材育成—The Prefecture is our Campus: 地域特性「創業マインド」志向の地元企業との連携による高度人材育成プロジェクト—及び平成18年度に採択された「長寿長野を支える機能性食品の開発人材養成」について、支援期間後も継続した取組を行っており、学士課程から博士課程までの全学的キャリア教育体系の基盤を成している。
- 平成25年度に文部科学省大学COC事業に「信州を未来へつなぐ、人材育成と課題解決拠点「信州アカデミア」」が採択され、地域・社会と学問のつながりに対して深い理解力を持つ人材を輩出することを目指している。
- 平成24年度に文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「繊維系大学連合による次世代繊維・ファイバー工学分野の人材育成」により、平成25年度より理工学系研究科に「繊維・ファイバー工学コース」を開講している。
- 平成25年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム(オンリーワン型)」に「ファイバー・ネットワークを先導するグローバルリーダーの養成」が採択され、繊維・ファイバー工学分野における高度かつ総合的な専門性を有し、広い科学技術的視野と国際的視野、分野間のコーディネート力、技術力だけでなく人間力を見抜く力を備えた「ファイバー・ネットワークを先導するグローバルリーダー」を養成することを目指している。
- 独自に奨学金受給制度を設け、多くの外国人留学生に支援を行っている。
- FD研修・講習会等が多くの参加者を得て開催され、また、多くの学部において、相互授業参観と授業評価等、教員相互のピア・レビューを実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則及び大学院学則に定められている目的を踏まえ、「信州大学は、信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。信州大学は、その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。信州大学は、世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。信州大学は、自立した個性を大切にします。信州大学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。」という理念と、教育・研究・地域貢献・国際交流における目標を制定している。

さらに、それらをより明確にするために、各学部等において具体的な活動方針として、目的及び理念と目標を定めており、目的については各学部規程に規定されている。

これを実現するために、第2期中期目標期間における当該大学の基本的な目標が定められ、また、平成23年から平成25年の間に、学長主導のもと当該大学構成員が一丸となって取り組む基本的な行動指針とそれを実現するための具体的な手法を記載した「信州「知の森」づくり PLAN “the FIRST”」を作成・公表し、学長が座長を務める戦略企画会議において進捗管理を行い推進を図っている。なお、学長が学部等を訪れ、教職員に対して大学の向かうべき方向等を直接説明する機会を年間10回程度設けている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は大学院学則第1条に定められており、各研究科又は専攻の目的を各研究科規程に規定している。例えば総合工学系研究科においては、総合工学系研究科規程に「研究科は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者を養成し、教育研究を通じて学術社会の高度化に寄与し、地域社会及び国際社会に貢献することを目的とする。」と定められている。

また、理念・目標等を各研究科ごとに定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学長主導のもと、「信州「知の森」づくり PLAN “the FIRST”」を作成・公表し、推進を図るとともに、学長が教職員に対して大学の向かうべき方向を直接説明する機会を設けている。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の 8 学部から構成されており、各学部では、大学の目標及び社会のニーズに則して、学問領域ごとに学科・課程及び系が以下のとおり編成され、教育実施体制が整備されている。

- ・ 人文学部（1 学科：人文学科）
- ・ 教育学部（4 課程：学校教育教員養成課程、特別支援学校教員養成課程、生涯スポーツ課程、教育カウンセリング課程）
- ・ 経済学部（2 学科：経済学科、経済システム法学科）
- ・ 理学部（6 学科：数理・自然情報科学科、物理科学科、化学科、地質科学科、生物科学科、物質循環科学科）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・ 工学部（7 学科：機械システム工学科、電気電子工学科、土木工学科、建築学科、物質工学科、情報工学科、環境機能工学科）
- ・ 農学部（3 学科：食料生産科学科、森林科学科、応用生命科学科）
- ・ 繊維学部（4 系：繊維・感性工学系（先進繊維工学課程、感性工学課程）、機械・ロボット学系（機能機械学課程、バイオエンジニアリング課程）、化学・材料系（応用化学課程、材料化学工学課程、機能高分子学課程）、応用生物科学系（生物機能科学課程、生物資源・環境科学課程））

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

共通教育は、全学教育機構を中心として全学協力体制により実施し、47 人の専任教員を配置している。当該大学は、長野県内 5 つのキャンパスに 8 学部が分散しているが、全学部 1 年次生（医学部医学科は 2 年次生を含む）は、松本キャンパスにある全学教育機構において共通教育科目等を受講している。

学長、教務担当理事、全学教育機構長、高等教育研究センター長及び各学部長等からなる共通教育推進会議において、当該大学の共通教育に係る重要な事項について協議し、企画立案や全学教育機構と各学部の連携協力及び連絡調整を行っている。また、全学教育機構内に共通教育の運営等を担う共通教育企画実施部、学生の学習支援その他の修学上の支援を行う共通教育修学支援部、共通教育の中長期的な実施計画を扱う共通教育検討委員会、当面の共通教育を実施する上での課題を扱う教務委員会、修学指導上の諸問題の解決にあたる学生委員会を設け、共通教育実施のための体制を整えている。

また、松本キャンパス以外の高年次学生が、松本キャンパスで開講する共通教育科目を当該キャンパスで受講するため、信州ユビキタスネットシステム (Shinshu Ubiquitous-Net System、以下「SUNS」という。) を利用した遠隔講義や e-Learning を活用した授業等を実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成 (研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成) が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は8研究科35専攻から構成されている。

- ・ 人文科学研究科 (修士課程2専攻: 地域文化専攻、言語文化専攻)
- ・ 教育学研究科 (修士課程2専攻: 学校教育専攻、教科教育専攻)
- ・ 経済・社会政策科学研究科 (修士課程2専攻: 経済・社会政策科学専攻、イノベーション・マネジメント専攻)
- ・ 理工学系研究科 (修士課程14専攻: 数理・自然情報科学専攻、物質基礎科学専攻、地球生物圏科学専攻、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木工学専攻、建築学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、繊維・感性工学専攻、機械・ロボット学専攻、化学・材料専攻、応用生物科学専攻)
- ・ 農学研究科 (修士課程4専攻: 食料生産科学専攻、森林科学専攻、応用生命科学専攻、機能性食料開発学専攻)
- ・ 医学系研究科 (修士課程1専攻: 医科学専攻、博士課程2専攻: 医学系専攻、疾患予防医科学系専攻、博士前期課程1専攻: 保健学専攻、博士後期課程1専攻: 保健学専攻)
- ・ 総合工学系研究科 (博士課程5専攻: 生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻、生物・食料科学専攻)
- ・ 法曹法務研究科 (専門職学位課程1専攻: 法曹法務専攻)

各研究科では、専攻分野の知識や技術及び創造的能力をより高める教育研究を実施している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、7つの学部附属教育研究施設、附属図書館、19の学内共同教育研究施設等を設置している。

- ・ 学部附属教育研究施設: 教育学部附属学校園 (附属長野小学校、附属長野中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園、附属松本小学校、附属松本中学校)、教育学部附属志賀自然教育研究施設、教育学部附属教育実践総合センター、医学部附属病院、農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター、繊維学部附属農場、繊維学部附属高分子工業研究施設
- ・ 附属図書館
- ・ 学内共同教育研究施設等: 総合健康安全センター、総合情報センター、高等教育研究センター、国

際交流センター、環境マインド推進センター、山岳科学総合研究所、カーボン科学研究所、ヒト環境科学研究支援センター、e-Learning センター、教員免許更新支援センター、産学官連携推進本部（地域共同研究センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、イノベーション研究・支援センター）、アドミッションセンター、学生総合支援センター、キャリアサポートセンター、学生相談センター、エキゾチック・ナノカーボンの創成と応用プロジェクト拠点

これらの施設は、教育研究活動に必要な施設設備や、フィールドの提供、学生、教職員等に対する各種の教育研究上のサービスの提供のほか、施設の専任教員が授業を担当するなど、教育研究活動を推進するために活動している。例えば、山岳科学総合研究所では北アルプスを中心とする山岳環境を調査するためのステーションや、湖沼環境を調査するための山地水環境教育研究センターを活用した実習を展開しており、平成 25 年度に文部科学省「教育関係共同利用拠点」に認定された農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センターでは、野辺山や木曾駒ヶ岳等にある施設を活用したフィールド実習を展開し、全国の大学から学生が参加するなど、当該大学の特色である信州の豊かな自然を活かしたフィールドワーク実習が行なわれている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究評議会を設置し、毎月 1 回開催して中期目標、中期計画及び年度計画、学則、教員人事の方針、教育課程の編成に係る方針、学生の支援、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与に係る方針、自己点検・評価等の大学全体の教育研究に関する重要事項を審議している。

また、全学の学士課程に関する教育を検討する組織として教務委員会を設置し、学士課程教育、共通教育及び初年次教育、学士課程教育の質保証に関する事項等を審議している。全学の大学院に関する検討を行う組織として、大学院委員会を設置し、教育課程や教育方法等を審議している。

各学部・全学教育機構・研究科では、教授会通則及び研究科委員会通則に基づき、各学部教授会規程、各研究科委員会規程が定められており、各教授会等は原則毎月 1 回開催し、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与に関する事項、学部長及び教員候補者又は教員の選考に関する事項等学部又は研究科の教育活動に関わる重要事項を審議している。

各学部等における教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等は、原則として月 1 回開催し、教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項について審議し、教授会等へ報告するとともに、各部局におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動、授業改善アンケート等の活動の実施主体を担っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 信州の豊かな自然を活かしたフィールドワークの教育研究を実施する施設等が整備されている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

組織に関する規則において、学部、研究科等の教員組織編制の基本的事項を規定し、この基本的事項に基づき、学部、学科、系、課程又は研究科、専攻を置くとともに、教育研究等の活動を行うための教員組織として、必要に応じて講座、部門及び分野を置いている。

各教員は基本的に学部にも所属し教育研究活動に当たるとともに、研究科における研究指導等を担当している。さらに、全学教育機構を中心とした全学協力体制により松本キャンパスにおいて共通教育を担当している。

また、部局長の下、副部局長や必要に応じて部局長補佐及び学科長（繊維学部においては系長又は課程長）等を置き、それぞれの教育研究等について運営に当る責任体制を構築している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文学部：専任44人（うち教授16人）、非常勤11人
- ・ 教育学部：専任91人（うち教授44人）、非常勤20人
- ・ 経済学部：専任33人（うち教授18人）、非常勤15人
- ・ 理学部：専任66人（うち教授36人）、非常勤18人
- ・ 医学部：専任219人（うち教授66人）、非常勤94人
- ・ 工学部：専任126人（うち教授47人）、非常勤39人
- ・ 農学部：専任74人（うち教授36人）、非常勤8人
- ・ 繊維学部：専任97人（うち教授44人）、非常勤36人
- ・ 全学教育機構：専任47人（うち教授18人）、非常勤87人

また、各学部において、教育上主要な科目（必修・選択必修）には、おおむね8割以上の授業において

専任の教授・准教授を主担当教員として配置している。なお、共通教育科目における教育上主要な科目（必修・選択必修）には、6割以上の授業において専任の教授・准教授を配置しており、外国語科目等には非常勤講師を配属している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 35 人
- ・ 経済・社会政策科学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理工学系研究科：研究指導教員 275 人（うち教授 126 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 71 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 35 人（うち教授 34 人）、研究指導補助教員 20 人

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 14 人

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 8 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 46 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 83 人
- ・ 総合工学系研究科：研究指導教員 313 人（うち教授 166 人）、研究指導補助教員 34 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法曹法務研究科：15 人（うち教授 9 人、実務家教員 5 人）

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては、大学設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「専修」に準用することとすれば、平成 25 年 5 月 1 日現在、研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）をいくつかの専修で下回っているものの、教育研究上の支障は生じていない。なお、教職大学院の設置を含め、教育学研究科の改組を計画中であり、その中で教員の配置及び補充を検討することとしている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための措置として、原則公募制、必要とする部局での任期制、テニユア・トラック制度、サバティカル・リープ制度、女性教員支援制度、優秀教員表彰制度等を実施している。

テニユア・トラック制度については、テニユア・トラック制度に関する規程に基づき学部ごとに運用内規を定め、テニユア・トラック教員の採用と同教員のテニユア審査を実施している。また、テニユア・ト

ラック教員の採用を国際公募により行っている。

サバティカル・リープ制度については、平成 20 年度にサバティカル・リープ実施要項を制定し、多くの部局で実施しており、平成 25 年 5 月 1 日現在では 6 人が制度を利用している。

女性教員等への支援については、当該大学における男女共同参画事業を推進するため、男女共同参画推進委員会を設置するとともに、平成 23 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」の採択を受け、女性研究者支援会議及び女性研究者支援室を設置した。また、平成 23 年 11 月からは出産・子育て・介護と研究が両立できるよう、学生等を研究者の補助として配置する研究補助者制度を開始し、平成 24 年 1 月には男女共同参画の推進を学内外に表明するため、信州大学男女共同参画宣言、信州大学女性教員比率向上のためのポジティブアクション等を制定し、女性教員比率の向上に取り組んでおり、平成 25 年度は 12.8%であり、近年上昇傾向となっている。

また、教員の年齢構成は、25～34 歳が 10.6%、35～44 歳が 36.1%、45～54 歳が 28.8%、55～64 歳が 23.9%、65 歳以上が 0.6%となっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

全学的な教員の採用・昇任の基準として教員選考基準を定め、それに基づいて各学部の教授会等は人事委員会を設けるとともに、選考内規等を定めて選考基準を設けている。教員の採用に関しては原則として公募による募集を実施し、各学部等における人事委員会及び教授会での審議を経て教員選考を行っている。

学士課程における教育上の指導能力や大学院課程における教育研究上の指導能力に関する評価については、選考内規等へ明記し、公募の際の面接や模擬授業、教育研究に関する抱負等を記述した資料の提出を求め、それに基づいた審査を実施している。

センター等における教員選考については、教員選考基準のほかに、それぞれに教員選考内規を定め教員の選考を行っている。選考にあたっては、提出書類の審査に加え、面接を実施し適切な評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員業績評価・給与査定制度に基づき、教員は、教育・研究・社会活動（対外活動・社会連携）・大学運営の 4 分野（医学部附属病院にて診療に従事する教員にあつては、診療分野を含め 5 分野）の業績について自己申告書を提出し、各学部等の業績審査委員会による業績評価を経て、全学業績審査委員会による業績評価が行われ、その結果を給与査定に反映している。また、教員業績評価・給与査定規程要綱には業績評価への不服申立てに関する事項を定めている。さらに、学部等が独自に教育活動等に関する評価に基づいて、研究費の配分等を行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

信州大学

全学的な教育課程、課外活動、就職、留学に関する業務を行うために学務課（職員 37 人）、学生支援課（20 人）、国際交流課（10 人）を設置し、学務課には共通教育の授業支援、教務に関すること等を担う組織として共通教育支援室（8 人）を、全学の大学院に関する業務と総合工学系研究科の事務を所掌する大学院室（5 人）を設置している。このほかに、全学的な教育活動を展開するために専門的知識技能を有する職員を附属図書館に 36 人、総合健康安全センターに 11 人、総合情報センターに 5 人、e-Learning センターに 4 人配置している。さらに、学部・研究科には教育活動を展開するために人文学部に 6 人、教育学部に 15 人、経済学部 11 人、理学部に 15 人、医学部に 21 人、工学部に 12 人、農学部 13 人、繊維学部 16 人の学務担当窓口職員をそれぞれ配置している。

教育補助者として、TA を平成 24 年度には総活用時間 26,784 時間 846 人を雇用するとともに、学部等によっては助手を雇用し、実験、実習及び演習等の教育補助業務等に活用している。また、附属図書館に大学院学生による学習支援相談員を置き、学生へのレポート作成支援等を行っており、平成 23 年度は 172 件、平成 24 年度は 144 件の相談があった。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員業績評価・給与査定制度に基づき、教員の業績評価が行われ、その結果を処遇に反映している。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】
基準4を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

学士課程に関しては、求める学生像と入学者選抜の基本方針を盛り込んだ大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり定め成文化している。

「1 求める学生像

信州の悠久の歴史と文化、豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた信州大学は、真理への探究心とチャレンジ精神を培い、高度な専門知識と深い思索力を基にして、課題を探求し解決する能力を備えた人材を育成します。

また、豊かな人間性と広い視野をもち、身につけた知識や技術を人類文化と社会の持続的発展に役立て、世界の平和と自然環境の保全のために活かすことのできる、意欲あふれる若者を育てます。

信州大学は、このような教育の理念・目標を実現するために、以下のような資質を備えた人たちを積極的に受け入れます。

- ・ 人間と自然を愛し、人との出会いを通じて学び合おうとする人
- ・ 知的好奇心が旺盛で、課題に向かって主体的に行動できる人
- ・ 多様性を理解し受け入れ、独自性を大切にする人
- ・ 社会・環境・国際問題に関心をもち、世界に貢献したいと考える人

2 入学者選抜の基本方針

信州大学の教育の理念・目標に則り、各学部の特性に応じた適切な方法で多様な入試を実施し、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的・総合的かつ公正に評価し、選抜します。」

また、各学部ごとに求める学生像と入学に際し必要な基礎学力を定め成文化している。

大学院課程に関する入学者受入方針は、求める学生像と入学者選抜の基本方針を盛り込んだ大学院全体の入学者受入方針を定めるとともに、研究科ごとに求める学生像を定め成文化している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

各学部では入学者受入方針に沿って、学力検査のほか、推薦書の内容、調査書の内容、小論文、実技検査、面接・口述試験等を組み合わせた入学者選抜方法を採用し、一般入試のほかに推薦入試、AO入試、帰国子女入試、中国引揚者等子女入試、社会人入試、私費外国人留学生入試、3年次編入学を実施している。

大学院の入学者選抜では、研究科の特色や入学者受入方針に応じて、一般選抜、推薦入試、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、学部3年次学生を対象とする特別選抜を実施し、学生を受け入れている。

入学者の選抜方法は、各研究科の専門性を重視し、学力検査（外国語、専門科目等）、口述試問、面接、出願書類（推薦書、成績証明書、研究計画書等）により行っている。

経済・社会政策科学研究科（修士課程）、理工学系研究科（修士課程）、医学系研究科（博士課程）及び総合工学系研究科（博士課程）においては、秋季入学（10月入学）の入学者選抜を春季入学と同様の試験科目で実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部の入学者選抜方法、学力検査の実施教科・科目、学生募集、試験実施方法の改善等の基本的事項は、入学試験担当理事を委員長とし、各学部長、全学教育機構長及び各学部入学試験関係委員会委員長、アドミッションセンターの副センター長、専任教員及び各部門長、学務部長によって構成する全学の入学試験委員会で決定し、この決定に基づき、学部教授会や入学試験関係委員会において入学者選抜実施方法の詳細を決定し、実施している。

当該大学における入学者選抜及び大学入試センター試験の円滑な実施、入学者受入方針に即した入試システムの研究開発、入学希望者に対する広報活動等は、アドミッションセンターが全学の入学試験委員会の定める基本方針に基づいて行っている。アドミッションセンターは、入学試験担当理事をセンター長、学長が指名する教授を副センター長とし、各学部から選出された教員（研究開発部門、実施部門、広報部門に配置）のほか、特任教授4人を含む22人によって構成している。

個別学力検査等の実施に当たっては、学長を本部長とし、アドミッションセンター長等で構成する検査実施本部を設置して大学全体を統括するとともに、実施主体となる各学部には、学部長を実施責任者として各学部の入学試験関係委員会委員長等によって組織する検査場本部を設置し、各検査会場における試験監督業務、面接業務、警備・連絡業務等を行っている。なお、人文学部及び経済学部においては東京及び大阪、工学部及び繊維学部においては名古屋にそれぞれ外部試験会場を設け、検査場に本部員、監督者、連絡員等を配置し前期日程の個別学力検査を実施している。

入試問題の作成に当たっては、出題委員とは別に入試問題を点検する委員を置き、出題ミス防止等の徹底を図っている。なお、出題、採点及び問題点検等の委員の氏名については、学内においても機密事項として扱っている。採点委員は、問題作成時に準備した解答例及び詳細な採点基準に基づき、公正に採点を行っている。

合格者の決定は、各学部の教授会において合否判定が行われ、決定している。入学者選抜の透明性を確保するとともに、次年度以降の受験生に対して当該大学の情報提供の便宜を図るため、受験者数、合格者数及び入学者数等の入試統計資料並びに合格者平均点、入試問題及び出題意図等の情報をウェブサイトで公表している。このほか、受験生からの請求に応じて、受験生本人の成績を開示している。

大学院の入学者選抜は、研究科ごとに入試委員会等を設置し、研究科長等を中心に学部における入学者選抜に準ずる体制を整え、問題作成、入学試験実施、採点、合否判定等を公正に実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

アドミッションセンター研究開発部門において入学者受入方針に沿った学生の受入に関する検証の一環として、毎年の入学生を対象とした入試に関するアンケート調査を実施し、集計結果の分析を行って

る。

各学部の入学試験関係委員会においては、前期・後期日程試験、AO入試、推薦入学、私費外国人留学生選抜等の入試形態ごとに、入学後の成績追跡調査、学生の生活実態や勉学意欲、大学院進学率や国家試験合格率等を調査し、学部・学科の入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかを検証し、その結果を、教科科目の変更等の入学者選抜方法の改善に反映させている。例えば、平成25年度の入学試験では、理学部地質科学科の前期日程において、「小論文」から「面接（物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ又は地学Ⅰから1科目を選択し、選択した科目の範囲を含む口頭試験）」へ、繊維学部の全系の後期日程において、「数学（数Ⅱ・数Ⅲ）」を「数学（数Ⅰ・数Ⅱ・数Ⅲ・数A・数B・数C）」へ変更している。

大学院における入学者選抜の検証は、各研究科の大学院委員会等において行われており、検証の結果を、入試科目の変更や入学定員の変更等の入学者選抜の改善に反映させている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成25年4月に改組された人文学部については、平成25年度の1年分。）

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.07倍
- ・ 教育学部：1.04倍
- ・ 経済学部：1.07倍
- ・ 経済学部（3年次編入）：0.98倍
- ・ 理学部：1.03倍
- ・ 理学部（3年次編入）：0.60倍
- ・ 医学部：1.02倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.61倍
- ・ 工学部：1.04倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.21倍
- ・ 農学部：1.04倍
- ・ 農学部（3年次編入）：0.92倍
- ・ 繊維学部：1.04倍
- ・ 繊維学部（3年次編入学）：1.00倍

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：0.78倍
- ・ 教育学研究科：1.07倍
- ・ 経済・社会政策科学研究科：1.13倍
- ・ 理工学系研究科：1.27倍
- ・ 農学研究科：1.08倍
- ・ 医学系研究科：0.84倍

〔博士前期課程〕

信州大学

- ・ 医学系研究科：1.05 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：1.70 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.96 倍

- ・ 総合工学系研究科：1.17 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法曹法務研究科：0.79 倍

医学系研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高い。医学系研究科保健学専攻（博士後期課程）の定員超過の問題に対しては、今後数年の志願状況を見た上で、定員増の可否に関する検討を行うこととしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学則に教育課程の編成方針を定めるとともに、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を以下のとおり定めている。

「学士課程における教育課程編成方針

1. 学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成します。
2. 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮します。

学士課程における教育課程実施方針

1. 「学位授与の方針」に定めた卒業時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応と、それら諸能力等を修得する方法が理解しやすいように配慮します。
2. 学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、予習・復習等、授業時間外のさまざまな機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、複次的・複層的な積み上げによる成績評価を行います。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める知識や能力等を養成するため、開設する授業科目の内容により共通教育科目及び専門科目に分け、教育課程を編成している。

主に1年次生（医学部医学科生は2年次を含む）において受講する共通教育科目は、教養科目（教養講義と教養ゼミナール）、基礎科目（外国語科目、健康科学科目、新入生ゼミナール科目及び基礎科学科目）及び日本語・日本事情科目（外国人留学生のために開講）からなる。また、専門入門科目の区分を設け、開講学部所属学生は専門科目として、他学部生は教養科目として履修できる。

各学部は、学部の教育目的、学位授与方針に沿って、特徴・特色を活かすように教育課程を編成するとともに、到達目標に沿って共通教育科目と専門科目を配置し、さらに、各学部においては、学科ごとに教育課程における授業の履修順序、水準、科目配置及び体系性等を示すカリキュラム・マップや履修チャートを作成している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各学部は他学部開講の授業を履修し修得した単位を卒業単位に算入する制度、大学院の授業科目を学部学生の段階で履修できる制度があり、平成20年度に文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「大学間地域ネットワーク構築による高等教育の質保証と人材育成の実質化」における県内8大学からなる高等教育コンソーシアム信州による遠隔講義システムを利用した単位互換、放送大学との単位互換、さらに、各学部においても他大学との単位互換制度がある。授業内容にボランティア活動を組み込んだものや、学生のボランティア活動について単位認定を行っている。また、大学間交流協定に基づく事業の一環として、協定校との間で最長1年間程度の交換留学を実施している。

新入生の導入教育として、新入生ゼミナール科目を学部ごとに必履修科目として開講し、授業の受け方、大学の諸施設の使い方、口頭・文書によるコミュニケーションの基礎等の教育を行うとともに、選択科目として、学生が大学に適応し、早い段階で自立した学生になることを支援し、学生として必要な技術と態度を身に付けることを目的とした大学生基礎力ゼミを行っている。

さらに、平成16年に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された「環境マインドを持つ人材の養成」プロジェクトの成果を基に、環境マインドを養成する教育が行われ、共通教育科目においては教養科目に環境科学群を設け50程度の授業を開講し、全学生が最低2単位受講することとしているとともに、学位授与方針において、学士課程を通じて「環境マインド（地域環境に関する理解・環境基礎力・環境実践力）」を養成することを掲げている。なお、工学部では、平成10年以降、環境マインドをもつ技術者の養成に取り組んでおり、平成13年5月には国公立大学の学部・大学院としては初めてISO14001の認証を取得し、平成23年度には10年間の継続的改善の努力に対して日本環境認証機構から「10年継続賞」が贈られている。

平成25年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「信州を未来へつなぐ、人材育成と課題解決拠点「信州アカデミア」」では、初年次を中心に自治体講師や地域戦略プロフェッショナルらを講師とする「地域課題実践授業」の導入を、学部高年次生、大学院学生に対しては、分野横断的な学習を促進する「高年次教養力強化プログラム」を開発することで、学際性を高め、地域・

社会と学問のつながりに対して深い理解力を持つ人材を輩出することを目指している。

また、就業力の育成に向けたキャリア形成支援教育を行い、各学部等においてもキャリア形成支援に関する授業科目やインターンシップ等を実施し、単位認定を行っている。

授業内容については、教員等の研究成果を授業内容に反映させ、学術の発展動向に対応した教育が行われている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教育課程編成・実施の方針及び各学部等の教育目的に基づき、例えば人文学部では講義の割合 54.1%、演習 37.1%、実験・実習・実技 8.8%に対して、理学部ではそれぞれ 60.5%、22.2%、17.3%とするなど、それぞれの分野の特性に応じた授業形態を採用している。また、それぞれの教育内容に応じて、少人数教育、TBL（チーム・ベースド・ラーニング）型授業、事例研究型授業、フィールド型授業、臨床実習等の学習指導法の工夫を行っている。

さらに、SUNS、e-Learning 等の多様なメディアを活用した授業を実施し、教育効果を高めるために教育内容に応じて小テストの実施、掲示板の利用、教材の提供等を行っている。SUNS は各キャンパス間を接続する授業のみならず、高等教育コンソーシアム信州の参画校との単位互換授業としても活用し、また、e-Learning については、対面授業の補完として活用するだけでなく、共通教育では e-Learning だけで単位認定する授業を展開している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

共通教育では、1年次生（医学部医学科 2年次生を含む）に必修となる単位数の 130%程度を目安に、学期ごとに履修登録単位数の上限設定を行っている。専門科目については、一部の学部において履修登録単位数の上限（1学期当たり 18～30 単位）を設けており、農学部では 1 学期当たり 30 単位と高めに設定されている。

当該大学ではシラバス作成にあたり、シラバスガイドラインを定め、学生の自主学習を促すために、自主学習の指針、テストや課題等に関する必要な事項を記述している。また、多くの授業では学生の自主学習を促す取組として、e-Learning 基盤システムである eALPS を用いて教材の配信、課題の提出、学生と教員及び学生同士の意見交換等を実施しており、このシステムの学外及び時間外の利用状況から、学生の授業時間外学習の確認調査等を行っている。さらに、平成 25 年度共通教育グッドプラクティスとして採択された「授業時間外学修時間を増やす取り組み」として「大学生基礎力ゼミ」が開講されており、このシステムを利用してレポートが提出され、それに基づいて授業外学修時間の分析を開始している。

なお、平成 24 年度に全学教育機構が行なったアンケートによれば、1週間あたりの授業時間外学習時間は 5 時間以内が 70%、大学全体で行った大学生調査（JCSS2012）によれば 1 週間あたりの授業時間外学習時間は 5 時間以下が 63%と、授業時間外学習の更なる確保が望まれる。

これらのことから、授業外学習時間の確保に十分な成果が上がっていないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの作成にあたっては、シラバスガイドラインを定め、「授業の基本的な情報」、「授業の達成目標」、「成績評価の方法と、それぞれの重みづけ」、「自主学習の指針となる情報、履修上の注意」、「テストや課題の出題予定、提出締め切りなど」及び「オフィスアワー及び授業担当者の連絡先」の6項目の必須記述項目に従って記述している。例えば共通教育科目のシラバスにおいては、「授業のねらい」で授業の到達目標と学生が何を身に付けるかを記載するとともに、授業の概要と授業計画にその授業目標への達成法を示している。成績評価の方法では、成績評価の方法、基準とその比率を記述し、さらに、その授業で得られる学位授与方針の要素を記載している。

シラバスは、ウェブサイトにも全学のシラバスを掲載し検索閲覧できるようにするとともに、冊子やDVDを作成し学生に配付している。

各学部及び全学教育機構においては、教務委員会等でシラバスの内容の確認を行い、学部の状況に応じてシラバスガイドラインに基づいた独自のシラバス作成要領を作成している。また、年度始めに学部・学科・学年ごとに開催するガイダンスで履修選択の資料としてシラバスを活用することを指導している。

授業改善アンケートでは「シラバスに沿った授業展開がなされている」等の設問について、多くの学生が肯定的な回答をしている。また、授業内容の確認や科目選択の参考等に利用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業内容の確認や科目選択のために利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

共通教育において、英語科目ではプレイスメントテストにより習熟度別のクラス編成を行うとともに、初級クラスとなった学生の中からプレイスメントテストの結果により、基礎学力の強化を図るために、英語の基礎を学び直す英語基礎を受講させている。微分積分学Ⅰ及び生物科学Ⅰについては、高等学校における履修状況等を考慮した能力別クラス編成を行っている。また、数学、物理及び化学において、プレイスメントテストを実施し、基礎学力が不足する学生を対象に、補講授業となる基礎数学、基礎物理、基礎化学を開講している。

各学部においても、基礎学力不足の学生への配慮として、学部独自の取組を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程に共通する学位授与方針として、大学の理念・目標を踏まえ、「豊かな人間性（自己認識・自己啓発マインド・社会的行動マインド）」、「人類知の継承（人類知の継承と未来創造マインド・多様な文化受容マインド・科学リテラシー）」、「社会人としての基礎力（言語能力・コミュニケーション能力、チームワーク力、リーダーシップ・情報活用能力・問題発見・解決能力）」、「科学的・学問的思考（普遍的・数量的理解力・専門知識と応用力・専門外の知識）」、「環境マインド（地域環境に関する理解・環境基礎力・環境実践力）」を大学内外の幅広い教育活動を通じて培うこととしている。

また、学部ごとに、学部によっては学科ごとに学位授与方針を定めており、例えば、理学部では学位授与方針を以下のとおり定めている。

「信州大学理学部の理念と目標に則り、以下の知識と能力を充分培った学生に「学士（理学）」の学位を授与する。

1. 自然界の多種多様な現象に常に知的好奇心と探究心を抱く素養。[自然科学の基礎知識]
2. それぞれの専門分野についての深い知識を有するとともに、専門分野を越えた課題にも柔軟に対処できる、広い視野と適応性を兼ね備えた、社会に役立つ知識と能力。[各学科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）]
3. 自然と調和の取れた科学の発展に貢献できる能力。[自然科学に関する知識の応用]

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準を学則に定めており、学生便覧等に掲載し学生に配付するとともに、入学時、進級時等に行うガイダンスにおいて周知を行っている。また、教育課程編成・実施の方針には、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点し、複次的・複層的な積上げによる成績評価を行うことを明記している。さらに、シラバスガイドラインで示された「授業の達成目標」と「成績評価の方法と、それぞれの重みづけ」に関する記述の指針に沿って、シラバスでは成績評価基準を明示し、シラバスに記載する方法に沿って成績評価を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

平成20年度より全学の教員が担当する共通教育科目において、教員間で成績評価分布の公表を行っている。さらに、第2期中期計画では「学士課程において成績評価分布の公表により成績評価の厳格化を進めるとともに、その上でGPA制度等の活用を図る。」と明記し、全学で取組を推進することとし、平成24年度前期より全学部で成績評価分布の公表を実施している。この成績分布の公表は、成績分布に偏り等があった場合、合理的な説明ができるようにするなど、教員に説明責任があることを自覚してもらうことを目的とするとともに、授業で設定する水準を点検するという機能も持たせている。共通教育科目については、成績評価分布の適切性についての議論が進められており、学部における専門科目も含め、議論の進展が望まれる。

このほか、学生が成績の評価に疑義がある場合は、申し出る制度を設けている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針と卒業要件を含めた学位授与に関する規程等を定め、ウェブサイト、学生便覧等のほか、ガイダンスを通じて学生に周知を図っている。

卒業認定は、学部ごとにそれぞれの学生の単位修得状況一覧表を作成し、学務委員会においてチェックをした上で教授会に諮り、卒業論文・卒業研究を含めそれぞれの課程で指定された規定の単位数を修得しているかどうかを審査した上で、すべての卒業要件を満たした者を合格と認定している。なお、教育課程ごとにカリキュラム・マップで授業と学位授与方針との対応関係を、また、共通教育科目では、シラバスで授業ごとに学位授与方針との対応関係を示しており、カリキュラム・マップで授業と学位授与方針との対応関係が適切であることが毎年確認され、その確認作業を踏まえて学位授与方針に対応する授業が適切に履修されていると見なした上で各学部の卒業判定が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則に教育課程の編成方針を定めるとともに、教育課程編成・実施の方針を以下のとおり定めている。

「大学院課程における教育課程編成の方針

1. 研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

大学院課程における教育課程実施の方針

1. 専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスでは「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
2. 学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。
4. 修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学位授与方針に基づき、教育課程、授業科目、授業内容、水準等について、研究科・専攻ごとの履修プロセス概念図を作成し、教育課程の編成・実施方針に基づいたコースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を目指している。研究科ごとの履修プロセス概念図においては、入学時からの履修科目、研究活動、指導方法、中間発表、論文作成及び学位審査等の教育課程の編成・実施方針に基づいたコースワークから研究指導への体系を整理するとともに、研究科の学位授与方針に定めた修了時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系の中でどのように養成されるのかを具体的に示している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院において、以下のような教育を実施している。

- ・ 各研究科は他研究科の授業科目の履修について定め、その履修単位を修了単位に算入できるようにしている。また、理工学系研究科では修了学生のアンケート結果を基に研究科共通科目を開講している。
- ・ 平成 24 年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「繊維系大学連合による次世代繊維・ファイバー工学分野の人材育成」により、平成 25 年度より理工学系研究科に「繊維・ファイバー工学コース」を開講しており、信州大学から 7 人、京都工芸繊維大学から 5 人、福井大学から 5 人の計 17 人を選抜している。

また、海外の大学とのダブル・ディグリープログラムを平成 19 年度からフランス・国立繊維工芸工業高等学院 (ENSAIT)、平成 23 年度からインドネシア・アンダラス大学との間で実施している。

工学系の学生に経営学を履修させることを目的として、経済・社会政策科学研究科及び総合工学系研究科の連携により、ダブル・ディグリー制度「グリーンMOTジョイント・ディグリープログラム」を実施しており、これまでに 2 人が修了している。

- ・ 平成 19 年度に文部科学省「グローバルCOEプログラム」に採択された「国際ファイバー工学教育研究拠点」の取組として、総合工学系研究科に国際ファイバー工学コースを設け、ファイバー工学関連分野で世界をリードする人材を養成するため英語による教育コースを設けている。また、英語による授業科目として、大学院共通科目の「科学英語」、理工学系研究科共通科目の国際連携特別講義「Textile Technology」を開設している。
- ・ 理工学系研究科及び総合工学系研究科において、社会人のスキルアップを目的とした専門職コースを設置している。
- ・ 文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業－長期インターンシップ・プログラムの開発－」に平成 17 年度に採択された「創業マインド」の継承による高度人材育成－The Prefecture is our Campus: 地域特性「創業マインド」志向の地元企業との連携による高度人材育成プロジェクト－では、平成 22 年度より大学独自の事業として自立化し、修士課程及び博士課程のインターンシップ教育にノウハウを活用している。平成 18 年度に採択された「長寿長野を支える機能性食品の開発人材養成」では、信州機能性食品開発研究会との協力により、産学連携教育による地域のニーズにマッチしたインターンシップの社会的枠組を確立するとともに、修士課程の長期インターンシッププログラムを開発し、学士課程から博士課程までの全学的キャリア教育体系の基盤を整えている。

さらに、法曹法務研究科において県内各所の法律事務所に学生を派遣するエクスターンシップを実施している。

- ・ 平成 25 年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム (オンリーワン型)」に「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成」が採択され、繊維・ファイバー工学分野における高度かつ総合的な専門性を有し、広い科学技術的視野と国際的視野、分野間のコーディネート力、技術力だけでなく人間力を見抜く力を備えた「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダー」を養成することを目指している。
- ・ 教員等の研究成果を授業内容に反映させ、学術の発展動向へ配慮している。
これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

大学院学則において、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとしており、教育課程編成・実施の方針及び各研究科の教育目標に基づき、それぞれの分野の特性に応じた授業形態を採用している。また、各研究科において、それぞれの教育内容に応じて、少人数教育、事例研究型授業、フィールド型授業、e-Learning 等の学習指導法を採用している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

シラバスガイドラインに基づいたシラバスの作成、eALPS の活用等、学生の自主学習を行わせるための取組を行っている。履修に当たっては、研究指導教員は事前相談の上、計画的受講を指導している。

法曹法務研究科においては、学生の自主学習時間を確保するため学年ごとに年間の履修科目登録制限 (3年コース：1年次 42 単位、2年次 36 単位、3年次 44 単位、2年コース：1年次 42 単位、2年次 44 単位) を設けている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がおおむねなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスガイドラインに基づき、学部のシラバスに準じ作成している。また、ウェブサイトにもシラバスを掲載し閲覧できるようにするとともに、冊子を学生に配付している。

学生は、履修に当たっての研究指導教員との事前相談及びその事前計画策定の際等にシラバスを利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程 (夜間大学院や教育方法の特例) を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院（法曹法務研究科を除く各研究科）では、高度な専門的知識と能力を獲得する機会を提供するため、社会人が在職のまま受講できる昼夜開講制を実施している。

また、主に平日の夜間及び土曜日に授業を行うサテライトコースを設置しており、例えば、平成 25 年度には、岡谷市で開講している理工学系研究科機械システム工学専攻超微細加工技術者育成コースでは 4 人が、飯田市で開講し、テレビシステムにより長野（工学）キャンパスに配信している理工学研究科電気電子工学専攻モバイル制御技術者育成コースでは 3 人が、岡谷市等で開講している総合工学系研究科システム開発工学専攻専門職コースでは 11 人が受講している。

学生の履修方法については各研究科の規程に定めており、教員による履修指導、複数指導教員制の導入、学生便覧等の作成等により、履修指導を行っている。

これらのほか、法曹法務研究科を除く各研究科では、社会人学生のために、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度を設けており、平成 25 年度は 97 人の学生が活用している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける学生等に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導、学位論文等に係る指導は、大学院学則及び各研究科規程に基づき、複数指導等の体制により実施している。指導教員は、計画的な科目履修、研究テーマの決定、中間発表、論文作成等の指導を行っており、これらの手順は研究科又は専攻ごとに策定している履修プロセス概念図に示されている。

研究指導の充実の一環として、国内外の学会への参加促進のため交通費を支援している。また、TA及びRAの制度を活用し、指導者としてのトレーニング及び研究遂行能力の育成を行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院に共通する学位授与方針を以下のとおり定めている。

「信州大学大学院では、俯瞰力と独創力を備え、持続可能な価値社会を創造する質の高い高度専門職業人や、先端的研究を推進する人材を養成するために、以下のように各課程の学位授与方針を定める。

- ・ 修士課程にあつては、広い視野に立って精深な学識を持ち、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得している。
- ・ 博士課程にあつては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。

- ・ 専門職学位課程にあつては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得している。」

また、研究科ごとに、研究科によっては専攻ごとに学位授与方針を定めており、例えば総合工学系研究科生命機能・ファイバー工学専攻では学位授与方針を以下のとおり定めている。

「生命機能・ファイバー工学専攻の目的に則り、以下のいずれかの知識と能力を十分に培った上で、更に自立的に研究を推進する能力と研究成果を適切に発信する能力を身につけたと認められる学生に対して、「博士」の学位を授与する。

1. 生物機能科学に関連した知識を修得しそれを研究に活かす能力。
2. ファイバー機能工学に関連した知識を修得しそれを研究に活かす能力。
3. スマート材料工学に関連した知識を修得しそれを研究に活かす能力。
4. 感性生産システム工学に関連した知識を修得しそれを研究に活かす能力。
5. その他の総合的な知識を修得しそれを研究に活かす能力。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、大学院学則に定めており、研究科ごとに作成し学生に配付する学生便覧等に掲載するとともに、入学時、進級時等に行うガイダンスにおいて周知を行っている。大学院課程の教育課程編成・実施の方針には、授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点することを定め、ウェブサイトや学生便覧等により学生に周知を図っている。

これらに基づき、シラバスには成績評価の目安となる授業の狙い・目標と、成績評価の方法を記載している。授業担当者は、シラバスに記載した成績評価の方法に基づき、試験、レポート、発表、講義の出席状況等により成績評価と単位認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

大学院学則に評価の基準を明示することを記載するとともに、教育課程編成・実施の方針において成績評価の公正さと透明性を確保することを明記している。これらに基づき、シラバスに「成績評価の方法」を記載している。

成績の異議申立て制度を整備しているが、一部の研究科においては整備されておらず、改善が望まれる。法曹法務研究科では、GPAに準じたポイント制を取り入れている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文審査及び最終試験については、大学院学則及び学位規程に定めるとともに、各研究科（法曹法務研究科を除く）においては学位論文審査並びに最終試験実施要項、学位授与方針に従った学位論文に係る評価基準、博士の学位に関する取扱細則等を定め、学生便覧、ガイダンス等を通じて学生に周知を図っている。

これらの規程に基づき、各研究科の研究科委員会では、当該研究科2人以上の教授及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教による審査委員会を組織し、複数審査委員による論文審査と最終試験の実施体制により、既定の手順により厳格な学位の認定を行なっている。

法曹法務研究科では学位授与方針が定められ、また、修了要件については、大学院学則及び学位規程に定めるとともに、GPA制度を用いた修了要件を定めており、ガイダンス、学生便覧等を通じて学生への周知を行い、修了認定を実施している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学位授与方針に「環境マインド」を養成することを掲げ、共通教育科目においては教養科目に環境科学群を設け全学生が最低2単位受講している。また、工学部では、平成23年度にISO14001の10年間継続的改善の努力に対して日本環境認証機構から「10年継続賞」が贈られている。
- 学士課程において、学位授与方針にある知識・能力等の修得に関して、カリキュラム・マップで各授業との対応関係を示し、その対応関係が適切であることが毎年確認され、学位授与方針に対応する授業が適切に履修されていると見なした上で各学部の卒業判定が行われている。
- 大学院課程において、社会人学生等を対象に、岡谷市や飯田市において平日の夜間及び土曜日に授業を行うサテライトコースを設置している。
- 平成20年度に文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「大学間地域ネットワーク構築による高等教育の質保証と人材育成の実質化」における県内8大学からなる高等教育コンソーシアム信州による遠隔講義システムを利用した単位互換が行なわれている。
- 平成25年度に文部科学省大学COC事業に「信州を未来へつなぐ、人材育成と課題解決拠点「信州アカデミア」」が採択され、地域・社会と学問のつながりに対して深い理解力を持つ人材を輩出することを目指している。
- 平成24年度に文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「繊維系大学連合による次世代繊維・ファイバー工学分野の人材育成」により、平成25年度より理工学系研究科に「繊維・ファイバー工学コース」を開講している。
- 文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業－長期インターンシップ・プログラムの開発－」に平成17年度に採択された「「創業マインド」の継承による高度人材育成－The Prefecture is our Campus: 地域特性「創業マインド」志向の地元企業との連携による高度人材育成プロジェクト－」及び平成18年度に採択された「長寿長野を支える機能性食品の開発人材養成」について、支援期間後も継続した取組を行っており、学士課程から博士課程までの全学的キャリア教育体系の基盤を成している。
- 平成25年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」に「ファイ

信州大学

「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成」が採択され、繊維・ファイバー工学分野における高度かつ総合的な専門性を有し、広い科学技術的視野と国際的視野、分野間のコーディネート力、技術力だけでなく人間力を見抜く力を備えた「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダー」を養成することを目指している。

基準6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

【評価結果】
基準6を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

標準修業年限内卒業（修了）率はほとんどの学部・研究科がおおむね80%程度である。「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、おおむね85%程度となっている。また、総合工学系研究科や医学系研究科（博士課程・博士後期課程）は低い修了率を示すが、これは社会人学生を多く受け入れていることが影響している。

各学部では、学部・学科の求める学力に応じて進級要件を定めており、その要件に基づく進級状況はほとんどの学部で、おおむね90%程度となっている。退学・除籍率及び休学率は学士課程でおおむね1.5%程度、大学院課程でおおむね5%、留年率は学士課程でおおむね6%程度、大学院課程でおおむね9%で推移している。

教員免許の取得状況は、教育学部のみならず、各学部においても多くの学生が学部の専門に応じた教員免許を取得している。医学部においては、毎年度多くの医師、看護師等の資格取得者を輩出しており、新卒者の医師国家試験の合格率も90%以上である。法曹法務研究科における司法試験の合格率は、平成24年度においては全国平均合格率25.1%に対して7.4%と、全国平均と比べ下回っている。また、その他の国家資格等についても、各学部での教育内容を活かした資格の取得が行われている。

学生は、学会等で学習の成果等を積極的に発表しており、国内のみならず、国際的な学会・シンポジウム等において様々な賞を受賞している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

全学教育機構においては、授業改善アンケートにおいて、目標の達成度及び満足度についての項目を設けており、全授業の平均値は、それぞれ、4.0、4.2（5段階評価）と高い値を示している。

各学部・各研究科においても、授業改善アンケート、あるいは、教育課程全体に関する満足度調査を実施している。また、多くの部局において、学習の達成度や満足度に関する項目を設けている。これらの項目について「そう思う」、「強くそう思う」等の肯定的な回答の割合は65～85%とおおむね高い値を示している。

なお、アンケートの回収率が30%前後の学部もあるため、更なるアンケートの回収率の向上のための工夫が望まれる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の進学率・就職率については、大学院への進学率が30%超（特に理系学部はおおむね50%）、就職希望者に対する就職率は学部全体の平均として94%以上となっている。

修士課程及び博士課程の進学率・就職率については、修士課程から博士課程への進学率は4～7%前後で推移、就職希望者に対する就職率は研究科全体の平均として96%以上となっている。平成21～24年度の博士課程修了者に対する就職率については、各年度とも学校基本調査による全国平均をおおむね15%上回る。

学士課程卒業生、修士課程及び博士課程修了生は、専門分野に関連した業種に就職しており、製造業、教育・学習支援業、医療・福祉、公務分野へ就職する者が比較的多い。教育学部、教育学研究科及びその他教職課程を持つ学部・研究科の教員採用者数は200～260人程度で推移している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

多くの学部・研究科において、それぞれの専門分野の状況に応じて、卒業（修了）生や就職先等の関係者からの意見聴取を実施している。

各学部・研究科で実施しているアンケートによる意見聴取では、「学部の専門教育に満足している」と回答したのは55～100%程度、「大学院の研究指導に満足している」と回答したのは60～100%、「コミュニケーション能力、問題発見・解決能力等が養成された」と回答したのは65～95%程度であった。なお、一部の学部・研究科においては、卒業（修了）生に対するアンケート等が実施されておらず、その実施が望まれる。

就職先等の関係者からの意見聴取では、外国語（英語）力を除き、「知識・学力の修得」について45～80%程度、「対人関係能力・コミュニケーション能力の修得」について45～80%程度、「仕事へのやる気・責任感」について65～95%程度から肯定的な回答を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、松本キャンパス、長野（教育）キャンパス、長野（工学）キャンパス、南箕輪キャンパス、上田キャンパスの5つの主要キャンパスを有し、その校地面積は松本キャンパスが210,792㎡、長野（教育）キャンパスが68,684㎡、長野（工学）キャンパスが57,681㎡、南箕輪キャンパスが72,171㎡、上田キャンパスが79,908㎡である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計444,232㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各キャンパスは、講義室、演習室、実験・実習室、研究室、図書館等を有しており、講義、演習、自主学習、研究等に活用している。また、主として社会人を対象として教育を行う課程では、当該大学の施設及びサテライトキャンパスを利用して夜間及び土曜日に授業を開講している。

また、運動場、体育館等の体育施設を各キャンパスに備え、体育教育や学生の課外活動に活用している。

施設・設備整備に関しては、長期的なキャンパスマスタープランを策定している。マスタープラン策定の際には学生へのキャンパス環境満足度調査を行っている。これに基づき、環境施設部による施設パトロール等によりすべての部局の状況を把握のうえ、学内の施設、設備等の維持管理を実施するため年度ごとに実行計画（アクションプラン）を策定し、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面の整備を計画的、段階的に実施している。また、各キャンパス安全衛生委員会の下で職場巡視による点検を行い、通路障害物、棚等の転倒防止策による災害時の避難経路確保等の改善を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報化を一元的かつ戦略的に推進するため、情報戦略に関する重要事項を審議する情報委員会を設置している。

教育研究活動を展開する上で必要なICT環境の整備状況は次のとおりである。

基幹ネットワークは、各キャンパスを10～20GB、各建物間の支線として1GBの通信速度を持つギガビットネットワークにより構築。各部局は、講義室への情報コンセントの設置、学生用パソコンの整備（384台）、無線LANのアクセスポイントを設置。さらに、附属図書館等の学生の自主学習場所においても、無線LANアクセスポイント等の整備を行っている。

分散した5つのキャンパスで構成する当該大学では、教育学部（長野（教育）キャンパス）、工学部（長

野（工学）キャンパス）、農学部（南箕輪キャンパス）、繊維学部（上田キャンパス）の高年次学生が松本キャンパスで開講する共通教育を当該キャンパスでリアルタイムに受講することを可能とするため、ハイビジョン規格の画質となるSUNSを各キャンパスの講義室等に設置し、同時に、県内の他の大学の遠隔講義システムと接続を行っている。

情報セキュリティに関しては、情報システム運用基本方針・規程を制定しセキュリティの管理を行い、個人情報管理に関しては、個人情報の取扱いに関する基本方針を定め徹底に努めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学の附属図書館は、中央図書館のほか、教育学部、医学部、工学部、農学部、繊維学部の各図書館で構成される。図書館備付資料収集方針に基づき、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的かつ計画的に整備しており、シラバス掲載図書については網羅的に収集するように努めている。さらに、当該大学が所蔵する貴重資料（山岳関係資料「小谷コレクション」、上田蚕糸専門学校以来の貴重資料）や、長野県や山梨県の各地で発掘調査された貴重な文化遺産の記録である各埋蔵文化財調査報告書をウェブサイトで公開している。このほか、これまで収集した特色ある資料等を図書館、資料館等において公開している。全館での蔵書数は、図書1,247,219冊（うち外国書385,400冊）、学術雑誌28,293種（うち外国書9,132種）、電子ジャーナル13,218種（うち外国書12,246種）、視聴覚資料その他3,606点を有している。また全館で1,440席の閲覧座席を備えている。

電子ジャーナル・学術情報データベースについては、3年ごとに導入方針を定め、毎年導入するタイトルの見直しを行っている。

中央図書館では、毎年新生を対象とした利用ガイダンスを実施し、また、図書館及び図書資料等の利用に対する学生のニーズを把握するためのアンケート調査や附属図書館内に投書函を設置し、アンケート等で得られたニーズにより利便性の向上を図っている。また、各図書館長と学生との懇談等により、学生の要望の多かった閉館時間を21～22時まで延長し、日曜祝日の開館（中央図書館）、試験期間のみ日曜祝日開館（工学部、農学部、繊維学部図書館）を行っている。これらの取組により、入館者数は平成20年度の617,626人から平成24年度には790,395人に、図書貸出件数は平成20年度の81,099冊から平成24年度には119,787冊、電子ジャーナル利用件数は平成20年度の285,517件から平成24年度には449,829件となり、利用者数の増加となった。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているとする。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部等においては、自習室、情報端末室、共用スペース等を設置し、学生の授業前後の学習活動に活用できるよう配慮するとともに、講義室等を開放し、授業時間外の学習活動に活用できるようにしている。なお、学生便覧等に講義室の使用に関する案内を載せるなど、学生への周知を行っている。

附属図書館においては、各館ごとに閲覧座席等の自主的学習環境を整備している。このことにより、学生の活用が増加している。さらに、e-Learning基盤システムであるeALPSを活用して自主学習教材の配信、小テスト、レポート提出、掲示板を利用したディスカッション等を行っており、学外・授業時間外におい

ても自主的学習に取り組む環境を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程においては、新入生に対して、学部ごとに、教育課程、学生生活全般に関してガイダンスを実施し、共通教育履修案内、学内情報システムの活用方法を説明するDVDを配付している。さらに、共通教育の一部授業科目やコンソーシアムの遠隔授業では、ビデオシラバスをウェブサイト上で配信することにより、学生の授業科目選択のための情報提供を行っている。

2年次生以上の学生に対しては、年度当初に学部等ごとに教育課程や、コース選択のためのガイダンスを実施している。

人文学部、理学部、工学部、農学部及び繊維学部の教員免許状取得希望者に対しては、全学教育機構及び各学部において教職科目の履修に関するガイダンスを実施している。

大学院課程においては、新入生、在学生に対して、授業科目選択等のためのガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関しては、授業改善アンケート、意見箱の設置等により、学生からの意見を聴取するとともに、学長と各学部の学生及び留学生在が直接対話できる学長オフィスアワーを部局ごとに実施し、学生から大学生活における様々なニーズを把握し、対応している。また、指導教員、クラス担任、学生相談員、事務職員等による日々の対応を通して学生のニーズ把握に努めている。さらに、同志社大学を中心に進められている JCIRP（大学生調査研究プログラム）に参画し、全学部の新入生を対象に新入生調査（JFS）、全学部の4年次生を対象とした大学生調査2012年（JCSS2012）を実施している。

全学的な学生支援体制を整備するため、平成24年4月に、各学部、全学教育機構、学生総合支援センター、キャリアサポートセンター、国際交流センター、総合健康安全センター等が連携する学生相談センターを発足させるとともに、学生からの修学、生活、就職活動等に関する相談に対応するため、各学部及び全学教育機構に教員、カウンセラー、保健師で構成する学生相談室を設置している。

そのほか、学士課程においては、新入生全員に、学習に関する意識の向上を図るため、大学において必要となる学習スキル等を解説した新入生ハンドブックを配付している。また、シラバスに学習相談への対応方法を明記するとともに、クラス担任制、教員のオフィスアワー等を実施し、学習相談、助言、支援に当たっている。大学院課程においては研究指導教員等により学習相談、助言、支援を日常的に行っている。

留学生に対する学習支援は、国際交流センターと学部、研究科等が連携して対応する体制を整備している。日本語と英語を併記した「外国人留学生の手引」を作成し、留学生の学習、生活支援について情報提供を行うとともに、学部学生には2年間、大学院学生には1年間、学生をチューターとして配置し、留学生の支援に当たっている。また、留学生を対象とした日本語研修コースを開設し、約4ヶ月間に渡る集中的な日本語教育を実施している。

社会人学生に対しては長期履修制度を設けている。また、各学部、研究科等の実情に応じて社会人学生に対する学習支援を実施している。

障害を有する学生に対しては、各学部、研究科等の実情や学生本人の状況に応じて学習支援を実施して

いる。また、発達障害については、平成19年度に文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」に採択された「個性の自立を《補い》《高める》学生支援」プロジェクトの成果を基に、発達障害を有する学生に対して、学生総合支援センター、総合健康安全センター等が連携して対応するとともに、大学初年次に大学独自の学生支援ニーズ把握質問紙等により支援を必要とする学生の把握に努めている。なお、臨床心理士の資格を有する学生相談コーディネーター7人をプロジェクト終了後も継続して雇用し、学生相談センターにおいて、障害を有する学生を含めたすべての学生、教職員及び保護者からの相談に対応している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動・サークルに関する支援として、合宿研修施設、教育研究施設、体育施設及び課外活動施設の利用案内・提供や、施設及び物品等の貸出等を行っている。また、学生が自主的に行う課外活動の健全な発展と統一的な運営を図るとともに、文化活動、スポーツ活動等の振興を目的とする体育部会と文化部会からなる信州大学学友会を設け、所属のサークルに加え、大学公認サークルへの活動支援を行っている。また、課外活動で使用する体育館代替施設借受費用及び消耗物品等の経費支援や、課外活動施設の整備を実施している。これらの学生支援を行うために学生総合支援センターを設けている。

このほかの学生の課外活動支援としては、当該大学で重視している環境マインド養成の一環として、大学が派遣費用を負担する「環境教育海外研修」により学生を海外研修先に派遣している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を以下の通り整備している。

- ・ 学生相談センターでは、各学部及び全学教育機構に教員、学生相談コーディネーター、カウンセラー、保健師等を配置する学生相談室を設置している。また、学生総合支援センター、キャリアサポートセンター、国際交流センター、総合健康安全センター等の各種センターと連携し、相談内容に応じて総合健康安全センターやクラス担任等への橋渡しを行っている。
- ・ 学生総合支援センターでは、大学生活における各種手続き、課外活動・サークル、授業料免除や奨学金等、学生の大学生活全般に関する総合的な支援を行っている。
- ・ 総合健康安全センターは、常勤の医師、保健師、カウンセラーと事務職員を配置。また、松本以外のキャンパスにも保健室を設置し、カウンセラーと保健師を置き、学生の健康管理等を行っている。また、学生のメンタルヘルスケアや、発達障害を有する学生への対応を中心に障害を有する学生への対応・相談を行うとともに、学生等への意識啓発のため講演会を年1回開催している。

- ・ キャリアサポートセンターでは、松本キャンパスにはコーディネーター、各キャンパスの相談室には相談員を置き、学生の就職活動に関する相談、各種ガイダンスセミナー、求人情報の提供等を行っている。また、留学生のための就職ガイダンスや合同企業説明会を開催し、就職支援を行っている
- ・ 全学教育機構教職教育部では、教職課程を持つ5学部（人文学部・理学部・工学部・農学部・繊維学部）の教職をめざす学生に対して、教員免許を取得するための教職科目を開講するほか、教職相談室を設置し、個別面談や教職ガイダンスを実施するとともに、教員採用試験のための小論文指導や模擬授業の指導等の支援を行っている。
- ・ 各種ハラスメントについては、全学的な組織であるイコール・パートナーシップ委員会を設けるとともに、学内の相談窓口として、各学部・部署等にハラスメント相談員を置いて対応している。これらの対応を周知するため、学生生活案内や学生便覧等への「ハラスメント（嫌がらせにあったら）」の掲載、ポスターの設置やウェブサイトの設置を行っている。また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメント防止のため、イコール・パートナーシップ委員会が作成した「ハラスメント防止・対応ガイド」を教職員に配付するとともに、教職員を対象とした研修会を開催している。
- ・ 留学生に対しては、国際交流センターを中心とした体制により留学生に対する生活支援や相談を行っている。また、留学生一人一人に指導教員をつけ、就学上、学生生活上の問題や悩みの相談に対応している。さらに、留学生の生活上・勉学上の相談相手として学生によるチューター制度を実施し、留学生への情報提供のために「外国人留学生の手引」、信州大学松本国際交流会館入居案内を作成（英語併記）し、生活用品の交換会の支援などを行っている。なお、留学生からの生活支援に関するニーズ把握のため、アンケート等を行い意見の把握に努めている。

このほかに、学生支援に関するニーズの把握としては、学長が直接学生と対話する学長オフィスアワー、各教員のオフィスアワー、各学部の授業担当教員あるいは指導教員、各学部学務係等において日常的に実施するとともに、アンケート等による把握を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

経済的理由により授業料の納入が困難な学生を対象とした授業料免除制度を実施しており、平成 24 年度は 2,591 人が半額免除を、271 人が全額免除を受けている。また、制度の内容、提出方法及び算出方法の理解を促すため、キャンパスごとでの説明会を開催するとともに、主としてキャンパス情報システムにより情報提供を行っている。さらに、平成 20 年度より、学業及び人物共に特に優秀と認められる学生（毎年度 115 人対象）に、成績優秀学生授業料免除を実施している。

日本学生支援機構奨学金については、学生総合支援センターにおいて、申請時だけでなく、採用や返還に関する手続きの際も提出書類や手続方法等について説明会を開催している。さらに、地方自治体・民間の育英団体奨学金についてもキャンパス情報システムで学生への情報提供を行っている。なお、平成 24 年度では、日本学生支援機構の奨学金を、学部学生のうち、1,447 人が第一種奨学金を、2,196 人が第二種奨学金を、大学院学生のうち、536 人が第一種奨学金を、158 人が第二種奨学金を受給している。また、地方自治体・民間の育英団体奨学金を 86 人の学生が受給している。

上記のほかに、風水害・地震等の災害が発生した都度、災害救助法適用地域に該当する学生の帰省先の被害の有無や被害状況について確認している。

学生寮は、5 キャンパスに計 8 つの寮がある。東日本大震災の際には、1 年次生用の寮であるこまくさ寮に被災地枠（男 10 室・女 6 室）を設け、被災学生を優先的に入寮できるようにするなどの対応を行って

信州大学

いる。

留学生に対する経済面の援助としては、私費外国人留学生学習奨励費給付制度等の留学生を対象とする奨学金及び独自に民間からの奨学金受給制度である「八十二留学生奨学金」を設けるなどの支援を行っており、平成 24 年度には 87 人（留学生の 25.8%）が支援を受けている。

さらに、松本キャンパス及び長野キャンパスには、国際交流会館を設置している。また、当該大学の有する各寮においても、留学生の受入を行っており、上田キャンパスにある修己寮では 20 人の留学生枠を設け、私費外国人留学生の入寮を斡旋し生活面の援助に努めている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 19 年度に文部科学省学生支援 G P に採択された「個性の自立を《補い》《高める》学生支援」プロジェクト終了後も、臨床心理士の資格を有する多くの学生相談コーディネーターを継続して雇用し、学生相談センターにおいて、障害を有する学生を含めたすべての学生、教職員及び保護者からの相談に対応している。
- 独自に奨学金受給制度を設け、多くの外国人留学生に支援を行っている。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

大学の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価に係る取組体制として、点検評価担当副学長を委員長とし、各学部等からの委員によって構成する点検評価委員会を設け全学的な取組体制を構築し、自己点検・評価を含む各種評価業務に取り組んでいる。

このうち、教育面の自己点検・評価については、体系的な教育課程の構築の支援並びに教育の質保証に係る戦略及び教学関連の施策実施の手法に係る研究開発を目的とする高等教育研究センターと、点検評価委員会が連携し、教育の質の保証、改善・向上に結びつける体制を構築している。

自己点検・評価等を基にした高等教育研究センターによる教育の質保証に係る施策は、教育研究評議会や教務委員会及び大学院委員会において全学的に検討し、その施策の実現を図るための体制を整えている。

高等教育研究センターは、各学部、全学教育機構、各研究科との懇談会を開催し、また、各学部等で行う授業改善アンケートの結果の報告を受け、教育の具体的な取組状況の把握に努めるとともに、教育を通じて学生が身に付けた学習成果について新入生調査をはじめ全学的な調査を実施し、その結果を各学部等にフィードバックしている。

各学部及び全学教育機構では、教学に関する自己点検組織を設け、授業改善アンケートを毎年度実施するとともに、卒業時・卒業後・雇用主等の満足度調査やインタビューを実施し、当該大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について点検・評価し、教育の質の改善・向上に努めている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的な継続的に適切な形で活かされているか。

構成員からの意見聴取として、学生に対しては、学長と直接対話する学長オフィスアワーや授業改善アンケート等を行い、教職員に対しては、高等教育研究センター所属の教員と各学部、全学教育機構、研究科の教職員との間で懇談会を定期的実施し、教育の質的改善・向上に向けた意見交換を行っている。この場で聴取された意見は、教務委員会、大学院委員会等において取り上げられ、教育課程編成・実施の方針の策定、平成26年度からのGPA制度の導入等の全学的な教育施策に活かしている。なお、授業改善アンケートの結果についてはすべての学部で教員にフィードバックされているものの、一部の学部においては学生に公表されていない。結果の概要又はアンケートを受けての改善点等を学生に公表することが望ま

れる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-1③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者からの意見聴取の主な取組として、各学部等において卒業生、修了生や就職先等への意見聴取を行うとともに、経営協議会、学外有識者・教育委員会等との懇談会、プロジェクト等の外部評価において、教育に関する意見を聴取し、これらの意見を基に教育の質の改善・向上に向けて取り組んでいる。例えば、就職先への意見聴取において多く寄せられた外国語（英語）力の強化については、平成26年度までに年間200人程度の学生を海外派遣するなどの数値目標を含んだ「グローバル人材育成計画」を策定し、全学として英語力の強化も含めたグローバル人材の育成に取り組んでいる。

また、平成24年度に実施した全学的な自己点検・評価の一環として、学外有識者による外部評価を実施し、当該大学の教育等の状況について意見を聴取した。評価結果では改善事項等が示されており、各担当役員の下、改善計画を策定し対応を進めている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-1① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFDについては、高等教育研究センターが中心となり信州大学FDポリシーに基づき、年度ごとに作成するFD計画により実施している。平成24年度には、学部・研究科等で実施されるものを含めて35回のFD研修・講習会等が開催され、延べ1,431人の参加があった。

また、同センターは、FDの内容・方法についての要望を把握するために、全学部の教員を対象にアンケート調査を実施し、FDのテーマや実施方法の改善を図っている。

このほか、学内において組織的に取り組まれる教育の改善・質の向上につながる取組として、特に優れたものを学内版GP（Good Practice）として年10件程度を選定している。選定に当たっては、学長、役員、高等教育研究センター長、各学部教員からなる審査委員会を設け取組代表者によるプレゼンや質疑応答を実施している。このプレゼンはSUNSを用い学内の教員に公開するとともに、年度終了時に成果報告書の提出を求め、ウェブサイト等に公表している。学内版GPは教育の質の向上や授業の改善につながる取組として、平成18年度から継続的に実施している。

各学部・研究科等においても、専門分野等に応じたFDを実施している。また、多くの学部において、相互授業参観と授業評価（経済学部）等、教員相互のピア・レビューを実施している。

また、コンソーシアムにおいて、各大学の遠隔講義を担当する教員を中心として、遠隔講義に関するFDフォーラムを実施している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

各部署の教務、学生支援を担当する事務職員に対しては、教育活動支援の質の向上と担当者の連携を深めることを目的とした研修会、勉強会を実施している。技術職員に対しては、職務に必要な専門的知識・技術・教育研究支援のための技術開発や、学生の技術指導方法を習得し、個々の能力・資質の向上を図ることを目的として年一回、教育研究系技術職員研修を実施している。また、学外研修等へ技術職員を派遣している。さらに、教育研究に活用する分析機器を管理するヒト環境科学研究支援センターにおいて、知識・技術の向上を図るため、機器利用等に関する講習会を開催している。

TA等の教育補助者に関しては、各学部等にて大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングを目的として大学院学生をTAに採用し、TAとしての準備教育を含めた研修等を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- FD研修・講習会等が多くの参加者を得て開催され、また、多くの学部において、相互授業参観と授業評価等、教員相互のピア・レビューを実施している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 90,795,231 千円、流動資産 16,796,505 千円であり、資産合計 107,591,737 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 35,689,828 千円、流動負債 15,557,601 千円であり、負債合計 51,247,430 千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金 12,649,572 千円及び長期借入金 8,467,901 千円の用途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 1,540,774 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間ににおける状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成24年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用44,897,392千円、経常収益46,637,995千円、経常利益1,740,602千円、当期総利益は1,729,667千円であり、貸借対照表における利益剰余金12,120,601千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、各年度に予算配分方針を定め、予算書を作成し、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定している。

さらに、この編成方針・配分基準に基づき、教育研究の基盤的な経費となる教育・研究経費の配分を行っているほか、学長裁量経費、学部長裁量経費については、学長のリーダーシップによる戦略的・集中的に配分する経費とし、各学部の計画に基づき大学改革や教育研究活動等を推進する経費として配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定し、それに従って整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書が作成され、役員会、経営協議会等において審議するとともに、会計監査人監査及び監事監査を経た後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に従って、定期監査において会計経理の適正化を目的として財務等に関する監査を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により監査法人が策定する監査計画に基づき、期中及び期末監査を受けている。

内部監査については、内部会計監査計画を策定し、学長から命じられた職員が定期及び臨時に実地監査及び書面監査を実施し、改善指導・改善措置を講じている。

さらに、監査結果等を共有し効率的な監査を実施するため、監事、会計監査人、内部監査室及び内部会計監査担当部署による三様監査意見交換会を開催することなどで連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学長、理事6人及び監事2人を役員として置き、役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。そのほか、学長を補佐する副学長を7人、各部局に部局長を置くとともに、学長の下、役員部局長会、戦略企画会議等を設けている。

事務組織としては、各理事、副学長の下に業務執行組織を置き、必要な人員を配置している。

危機管理に係る体制として、総務委員会においてリスク管理・法令遵守（コンプライアンス）に関する検討を行い、リスク管理要領を定めて、また、コンプライアンス・リスクの検証や当該リスクの発生を未然に防ぐための啓発活動等を行う法務・コンプライアンス室を設置している。

このほか、災害対策、研究費不正使用防止、安全保障輸出管理、施設・設備の安全管理、安全衛生へ対応するため、規定や管理体制等を整備し、マニュアルやハンドブック、パンフレット等を作成し、実地訓練、研修等に取り組んでいる。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員及び学生、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズ把握のために、以下のような取組を行っている。

- ・ 経営協議会の学外委員から財務運営、研究戦略等の意見聴取。これらに基づいて法人運営の改善等に活用した取組事例はウェブサイトにおいて公表している。
- ・ 学外有識者による外部評価において、当該大学の状況について意見を聴取。
- ・ 大学の役員と職員の代表者で構成する職員連絡会の定期的開催により、経営情報の共有と連絡調整を図るとともに、教職員から意見聴取を行っている。
- ・ PLAN “the FIRST” に関する説明会において、教学関係を含めた当該大学の取組について意見交換。
- ・ 学長オフィスアワーにおける学生との対話により学生からの意見やニーズの把握。
- ・ 学生自治会連合と教学担当理事との話し合いによる学生からの意見を聴取。
- ・ 市民開放授業受講生と学長の座談会。

これらの取組により当該大学構成員、学外関係者から寄せられた意見やニーズは、関係機関や組織で検討され、管理運営の改善に反映されている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事2人（常勤1人、非常勤1人）を置き、監事監査規程に基づき、業務の適正かつ効率的、効果的な運営の確保、会計経理の適正を期することを目的に、監査を実施している。

監事による監査は、毎事業年度の始めに監査計画を作成し、学長に通知のうえ、部局関係者との意見交換や現地視察、役員会を含む重要な会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を通じて実施し、監査の結果に基づいて、毎年監査結果報告書を作成し、学長に提出している。改善等が必要と思われる事項について

は、監事の意見あるいは見解としてまとめて報告している。

重点課題を定めて実施する臨時監査は、改善等が必要と思われる事項について監事の意見あるいは見解としてまとめ、監査結果報告書として学長に報告されている。

監事監査における意見等については、学長の指示に基づき担当役員等により改善等の取組が行われ、学長は、取組結果を監事に報告している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員人材育成基本方針に基づく人材育成の主な取組として、学内で各種研修を実施するとともに、学外の研修に職員を派遣している。また、職員の資質の向上を図るため、事務職員が自ら定めた目標に対する達成度を評価する信大 FOCUS、当該大学が定める評価項目の観点に基づく能力・行動評価を実施している。

これらのほかに、将来の中核職員を育成することを目的として、事務系職員を当該大学大学院経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻に入学させ、修了時には、全学向けに研修修了報告会を行い、他の職員へ意識啓発を行っている。

また、当該法人の管理運営に関する戦略的政策的課題の改善に資することを目的として大学運営に関する講演会を開催し、事務系職員の課長補佐以上の者に、当面の諸課題や運営に関する戦略的思考等を観点としたレポートを課している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

点検評価担当副学長を委員長とし、各学部等からの委員によって構成される点検評価委員会を設け、全学的な取組体制を構築し、自己点検・評価を含む各種評価業務に取り組んでいる。

当該大学の活動の総合的な状況については、国立大学法人評価委員会による法人評価に対応した自己点検・評価を行い、中期目標期間及び各年度の自己点検・評価の結果を同委員会に報告している。各年度の業務の実績に関する報告書の作成は、各担当部局等によって根拠となる資料やデータ等に基づいて作成された進捗報告書等により、点検評価委員会において検証・取りまとめを行っている。

また、毎年 10 月に企画総括担当副学長と点検評価担当副学長による学内ヒアリングを実施し、年度計画の進捗状況を早期に把握するとともに、そのヒアリングにおいて用いた資料等を基に年度計画の進捗状況を取りまとめた中間報告書を作成し役員会に報告している。

さらに、平成 24 年度には法人評価とは別に、当該大学が定めた観点による全学的な自己点検・評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人評価委員会による法人評価において、各年度の業務実績報告書及び第 1 期中期目標期間終

了時の達成状況報告書を同委員会に提出し、評価を受けている。

学校教育法により求められる認証評価については、平成 19 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

また、平成 24 年度に実施した全学的な自己点検・評価の一環として、学外有識者による外部評価を実施している。

このほかに、各学部等において日本技術者教育認定機構（J A B E E）、日本環境認証機構等の第三者評価を受けている。特に、環境 ISO14001 認証について、工学部が平成 13 年から平成 23 年度の 10 年間継続的改善の努力に対して日本環境認証機構から「10 年継続賞」が平成 23 年度に贈られた。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

評価結果については、役員及び部局長に通知を行うとともに、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告し大学全体での情報共有を図り、改善すべき点等は、点検評価委員長である点検評価担当副学長が、役員会及び教育研究評議会等において、各担当理事等へ改善依頼を行っている。

課題として指摘された事項については、随時その改善に取り組んでいる。

例えば、前回の認証評価（平成 19 年度）で改善を要する点として指摘した「女性教員の割合が大学全体で 10.3%となっており、中期目標を達成するためになお一層の努力が必要である。」については、平成 25 年 5 月 1 日現在で 12.8%と改善が図られており、また、「大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。」と指摘された研究科においては、適切な入学者選抜への取組や入学定員の改定により、改善が図られている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学や各学部・研究科等の目的、理念・目標は、ウェブサイト、刊行物等に掲載し、構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表・周知されている。

また、教職員に対しては、ポスター（理念と目標及び教職員行動規範を掲載）を学内掲示板、執務室等に掲示するとともに、新任教職員を対象とする新任教職員研修、初級スキルアップ研修において、学長の講義等により周知されている。

学生に対しては、ガイダンスにおいて学生生活案内 2013 や学生便覧を配付し、説明を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与方針は、ウェブサイトにて公表している。

さらに、入学者受入方針は入学者選抜要項や学生募集要項に、教育課程編成・実施の方針及び学位授与方針は学生便覧等に掲載している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報は、ウェブサイト、刊行物により公表している。学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項は、ウェブサイトに専用サイトを設定し公表している。また、国際広報活動の強化充実を目的としてウェブサイトにおいて英語による教育研究情報の発信を行っている。

自己点検・評価、認証評価及び財務諸表等は、ウェブサイトに掲載し、公表している。

学術情報は、信州大学学術情報オンラインシステム（SOAR）により当該大学の研究者情報と発表した論文等の研究成果を社会に発信している。

さらに、広報誌、PLAN “the First”、信州大学 U S R レポート等の刊行物を用いて教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を社会に発信している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 信州大学

(2) 所在地 長野県松本市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部，教育学部，経済学部，理学部，医学部，工学部，農学部，繊維学部

研究科：人文科学研究科，教育学研究科，経済・社会政策科学研究科，理工学系研究科，農学研究科，医学系研究科，総合工学系研究科，法曹法務研究科

関連施設：全学教育機構，総合健康安全センター，総合情報センター，高等教育研究センター，国際交流センター，山岳科学総合研究所，カーボン科学研究所，ヒト環境科学研究支援センター，e-Learningセンター，教員免許更新支援センター，環境マインド推進センター，産学官連携推進本部，地域共同研究センター，サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，イノベーション研究・支援センター，アドミッションセンター，学生総合支援センター，キャリア・サポートセンター，学生相談センター

(4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：学部9,264人，大学院1,968人

専任教員数：1,037人 助手数：4人

2 特徴

(1) 分散キャンパスを活かした地域密着型総合大学

本学は8学部・8研究科を持つ総合大学である。本部を松本市に置き、キャンパスは長野県内4地域5キャンパス（松本市，長野市，南箕輪村，上田市）に分散し、県内の他地域にも多くの教育研究施設を有している。県内の広範な地域にキャンパスが分散していることを活用し、地域尊重・自然環境の保全・多様な文化と思想の共存・自立した個性・人類の幸福という五つの理念に基づき、教育研究のプロジェクトや産学官の研究協力体制、各種研究機関を設置し、相互の連携を密にした教育研究を展開している。

(2) 教育及び教育体制の充実

本学が定める教育目標に基づき、各学部と緊密に連携し共通教育を実施する組織として全学教育機構を設置し、全学部の1年次生（医学部医学科生は2年次生を含む）が松本キャンパスの全学教育機構に集い、共通教育科目

を受講している。また、共通教育科目は、本学の学位授与の方針と対応させたカリキュラムとなっており、全授業のシラバスに「その授業で得られる学位授与の方針の要素」と「その要素をどのように授業で身に付けるのか」を記載している。また、学部ではカリキュラム・マップや履修チャート，大学院では履修プロセス概念図を作成し，ディプロマ・ポリシーに掲げる能力の獲得のための過程を明確にしている。

遠隔講義システム（SUNS）を用いた遠隔講義や，教育支援システム（eALPS）を用いた教材の掲示，課題の提出，学生への連絡等，情報通信技術を活用した教育の充実を進めている。また，平成24年度には教育学部のコース再編，繊維学部の系・課程再編，理工学系研究科及び医学系研究科の専攻再編，平成25年度には人文学部の学科再編を実施するなど，教育実施体制の見直し・改善を進めている。また，本学主導により，長野県内8大学が加盟する高等教育コンソーシアム信州を発足させ，平成22年度より遠隔講義システムを活用した授業による単位互換を実施している。

(3) 環境マインドを持つ人材の養成

附属病院を置く大学として全国2校目となる全部局でのISO14001認証を取得した。キャンパス内において実践する環境マネジメント活動を通じて全学生の環境に対する意識を高めるとともに，環境マインド推進センターにおける環境マインド育成活動や，共通教育科目環境科学群の科目を2単位必修とするなど，さらなる環境人材育成の充実を進めている。

(4) 世界的研究拠点と特色ある研究・産学官連携の推進

世界的な研究拠点である①エキゾチック・ナノカーボンの創成と応用プロジェクト拠点（カーボン科学研究所）②国際ファイバー工学教育研究拠点において先進的な研究を進めるとともに，本学の強みをさらに強化するためにグローバル研究機構の設置に向けた検討を進めている。その他に，信州大学産学官連携推進本部を設置するとともに，レンタルラボ等を備えたインキュベーション施設を松本・上田・長野（工学）の各キャンパスに整備し，産学官連携を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の理念

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

自立した個性を大切にします。

本学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

本学の目標

（教育）

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

（研究）

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

（地域貢献）

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

（国際交流）

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

第2期中期目標期間における重点目標

(1) 未来の社会を展望した有為な人材教育の実践

学生の視点に立ち、高度専門職業人としての専門的知力の修得を支援するとともに、優れた社会的課題解決能力などの人間力と豊かな人間性を備え、社会で指導的役割を果たしうる人材を育成する。

(2) 地域に根ざし世界に拓く研究拠点の形成

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を広く提供することにより、地域と世界に貢献する。

(3) 豊かな地域社会の創造に向けての協働と貢献

信州にある唯一の総合大学として、県内全域に向けた教育・文化の拠点づくりや地域の産業振興、まちづくりなどに積極的に関わっていく。

(4) 社会環境の変化に柔軟に対応する大学経営の推進

学長のリーダーシップのもと、社会環境の変化に柔軟に対応する自立的な大学経営を推進する。

各学部・研究科等における目標

<別添 各学部・研究科の理念・目標>

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6_1_1_jiko_shinshu_d201403.pdf